

○財務省告示第八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年二月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第百二 十二回、第百三十二回、第百三 十四回、第百三十六回、第百四 十一回及び第百四十四回）及び 利付国庫債券（三十年）（第十二 回、第十四回、第十五回、第十 六回、第十七回、第十八回、第 二十回、第二十二回、第二十三回、第 二十四回、第二十七回、第四十回及 び第四十一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次

（利付） 第三十回 十年庫債 券	（利付） 第三十回 十年庫債 券	（利付） 第二十四回 十年庫債 券	（利付） 第二十四回 十年庫債 券	（利付） 第二十六回 十年庫債 券	（利付） 第二十四回 十年庫債 券	（利付） 第二十二回 十年庫債 券	（利付） 第二十二回 十年庫債 券	名称及び記号
二・四%	二・一%	一・五%	一・七%	一・六%	一・八%	一・七%	一・八%	利率（年）
平成三年四月二十六日	平成三年四月二十五日	平成三年四月二十五日	平成十年四月十二日	平成三年四月二十四日	平成三年四月二十四日	平成十年四月十三日	平成九年四月二十二日	償還期限
十億円	四百四十億 円	七十六億 円	十五億 円	五十七億 円	三百十九億 円	四百十一億 円	四十億 円	発行額 （額面金額）

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所 入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十七年二月十三日

（利付第三十一年） （国庫債一回）	（利付第三十年） （国庫債一回）	（利付第二十七年） （国庫債一回）	（利付第二十六年） （国庫債一回）	（利付第二十三年） （国庫債一回）	（利付第二十二年） （国庫債一回）	（利付第十八年） （国庫債一回）	（利付第十七年） （国庫債一回）	（利付第十六年） （国庫債一回）	（利付第十五年） （国庫債一回）
一・七%	一・八%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%
平成十年 四月二十五日	平成九年 五月二十五日	平成九年 四月二十九日	平成三年 四月二十九日	平成六年 四月二十八日	平成三年 四月二十八日	平成三年 四月二十七日	平成十年 四月二十六日	平成九年 四月二十六日	平成六年 四月二十六日
三十億円	三十億円	四百九十億円	十五億円	十五億円	二十億円	百九十一億円	千四億円	七十六億円	二百三十五億円